

広島県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市河内町宇山字東山一〇〇〇一の一・一〇〇〇四の一・一〇〇〇五の一・一〇〇〇六・一〇〇〇八・一〇〇〇九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇一〇の四、一〇〇一一の五、一〇〇一一の六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）